

1 県の主な健康・福祉指標

項 目		広島県	全国	資 料
人口 (H26.10.1)	男	1,367,000 (2.2%)	61,801,000	平成26年推計人口 (総務省) (括弧内は全国に占める割合)
	女	1,466,000 (2.2%)	65,282,000	
	計	2,833,000 (2.2%)	127,083,000	
世帯数 (H22.10.1)		1,183,036	51,842,307	平成22年「国勢調査(人口等基本集計)」
母子世帯数 (H22.10.1)		18,216	755,972	
父子世帯数 (H22.10.1)		2,155	88,689	
高齢者数(65歳以上) (H26.10.1)		769,000	32,999,000	平成26年推計人口 (総務省)
高齢化率 (H26.10.1)		27.1%	26.0%	平成26年推計人口 (総務省)
合計特殊出生率 (H25)		1.57	1.43	厚生労働省「人口動態統計」
身体障害者手帳所持者数 (H26.3.31)		122,401	5,252,242	厚生労働省 「福祉行政報告例」
療育手帳所持者数 (H26.3.31)		22,063	941,326	
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (H26.3.31)		26,235	798,211	厚生労働省 「衛生行政報告例」
社会福祉施設数 (H25.10.1)		1,337	58,613	厚生労働省 「社会福祉施設等調査」
社会福祉施設入所定員 (H25.10.1)		79,906	3,191,622	
社会福祉施設職員数 (H25.10.1)		19,471	839,702	
保育所数 (H26.4.1)		616	24,425	厚生労働省 「雇用均等・児童家庭局保育課調べ」
介護老人保健施設数 (H25.10.1)		171	6,754	厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」
介護老人保健施設定員 (H25.10.1)		10,565	488,659	
保護率 (H26.3.31)		17.2%	17.0%	厚生労働省 「福祉行政報告例」
民生(児童)委員数 うち主任児童委員 (H26.3.31)		5,879 515	230,060 21,281	厚生労働省 「福祉行政報告例」

項 目	広島県	全 国
人口動態(H25)		
(1) 出生数 (率・人口千対)	24,713人(8.8)	1,029,816人(8.2)
(2) 死亡数 (率・人口千対)	29,358人(10.5)	1,268,436人(10.1)
(3) 乳児死亡数 (率・出生千対)	43人(1.7)	2,185人(2.1)
(4) 死産数 (率・出産千対)	540人(21.4)	24,102人(22.9)
(5) 周産期死亡数 (率・出生千対)	81人(3.3)	3,862人(3.7)
(6) 低体重児出生数 (出生数に対する割合)	2,379人(9.6)	98,624人(9.6)
(7) 死因別死亡数 (率・人口10万対)		
1 悪性新生物	8,212人(292.3)	364,872人(290.3)
2 心疾患	4,884人(173.9)	196,723人(156.5)
3 肺炎	2,852人(101.5)	122,969人(97.8)
4 脳血管疾患	2,610人(92.9)	118,347人(94.1)
平均寿命 男	79.91歳(全国12位)	79.59歳
女	86.94歳(全国6位)	86.35歳
		(出典:平成22年都道府県別生命表:厚生労働省)
受療率 (H20.10)		
(1) 入院 (人口10万対)	1,264	1,090
(2) 外来 (人口10万対)	6,222	5,376
		(出典:患者調査:厚生労働省)
病院の平均在院日数 (H25)		
(1) 一般病院	27.6日	25.6日
(2) 精神病院	292.5日	320.9日
		(出典:病院報告:厚生労働省)
生活環境		
水道普及率 (H24.3.31)	93.9%	97.6%
医療施設 (H25.10.1)		
(1) 病院 (人口10万対)	248施設(8.7)	8,540施設(6.7)
(2) 一般診療所(人口10万対)	2,598施設(91.5)	100,528施設(79.0)
(3) 歯科診療所(人口10万対)	1,556施設(54.8)	68,701施設(54.0)
		(出典:医療施設(動態)調査:厚生労働省)
病床 (H25.10.1)		
病院(1) 一般病床(人口10万対)	21,401床(753.6)	897,380床(704.9)
(2) 療養病床(人口10万対)	10,196床(359.0)	328,195床(257.8)
(3) 精神病床(人口10万対)	9,039床(318.3)	339,780床(266.9)
(4) 感染症病床(人口10万対)	62床(2.2)	1,815床(1.4)
(5) 結核病床(人口10万対)	155床(5.5)	6,602床(5.2)
一般診療所 (人口10万対)	3,651床(128.6)	121,342床(95.3)
		(出典:医療施設(動態)調査:厚生労働省)
医療従事者数(H24.12.31)		
(1) 医師(人口10万対)	7,297人(256.2)	303,268人(237.8)
(2) 歯科医師(人口10万対)	2,448人(86.0)	102,551人(80.4)
(3) 薬剤師(人口10万対)	6,556人(230.2)	280,052人(219.6)
		(出典:医師・歯科医師・薬剤師調査:厚生労働省)
(4) 就業保健師(人口10万対)	1,112人(39.0)	47,279人(37.1)
(5) 就業助産師(人口10万対)	584人(20.5)	31,835人(25.0)
(6) 就業看護師(人口10万対)	25,876人(908.6)	1,015,744人(796.6)
(7) 就業准看護師(人口10万対)	12,845人(451.0)	357,777人(280.6)
		(出典:衛生行政報告例:厚生労働省)

2 健康福祉局の計画・構想等

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
災害応急救助物資備蓄調査検討報告書 〔H9. 11, H20. 5 一部見直し〕	※期間は特に設定していない	【目的】広島県地域防災計画に基づく、被災者への迅速で円滑な災害応急救助物資供給体制の確立を図る。 【内容】県として必要な物資の備蓄（数量、品目等）・調達及び供給に関する基本的指針についての検討報告書	
ひろしまファミリー夢プラン 〔H27. 3〕	H27～31 年度	【目的】『「家族で住むならこのまちで！」と選ばれるファミリーフレンドリーな魅力あふれる広島県』をめざす姿として、結婚を希望する人が出会い・結婚でき、子供を希望する人が安心して妊娠・出産でき、希望する時に安心して子供を預けて働くことができ、すべての県民が子供と子育てを支え、すべての子供たちが健やかに育つ地域・社会の形成を図る。 【内容】次世代育成支援の具体的な目標やその推進方策を定めた行動計画	次世代育成支援対策推進法 第 9 条 児童福祉法 第 56 条の 9
広島県家庭的養護推進計画 〔H27. 3〕	H27～41 年度	【目的】社会的養護を必要とする子供に、できるだけ家庭に近い生活環境を提供し、心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活ができるように支援するため、児童養護施設及び乳児院におけるケア単位の小規模化や家庭養護の推進を図る。 【内容】社会的養護体制の充実にかかる具体的推進計画	
広島県ひとり親家庭等自立促進計画 〔H27. 3〕	H27～31 年度	【目的】ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・寡婦）の自立支援等の総合的・計画的な施策の推進を図る。 【内容】子育て・生活・就業支援体制の充実等施策の基本目標	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
広島県子どもの貧困対策計画 〔H27. 3〕	H27～31 年度	【目的】国が策定した子供の貧困対策大綱に呼応した県の施策の総合的な推進を図る。 【内容】貧困の状況にある子供やその保護者に対する教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援の推進。	子どもの貧困対策推進に関する法律第 9 条
広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 〔H23. 8〕	H23～27 年度	【目的】配偶者からの暴力（DV）の防止及び被害者の保護に関する施策を定め、計画的に推進することにより、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指す。 【内容】DV 対策の基本目標やその推進のための具体施策を定めた計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第 2 条の 3 第 1 項
第 6 次広島県保健医療計画 〔S 62. 7 (H25. 3 改正)〕	H25～29 年度	【目的】「生まれる前」から「人生を終えるとき」まで、あなたの安心を守ります ～7 圏域の保健医療体制と 125 圏域の地域包括ケア～ をスローガンとし、急性期、回復期から維持期、在宅の医療にいたる切れ目のない連携体制を構築する。 【内容】保健医療圏の設定、基準病床数の算定、保健医療の推進に関する具体的な方策、疾病・事業ごとの医療体制等	医療法 第 30 条の 4 第 1 項
広島県地域医療再生計画 〔H22. 1〕	H21～25 年度	【目的】救急医療や地域の医師確保など、地域が抱える医療課題の解決を図る。 【内容】救急医療体制の強化や医療施設間の連携を推進するほか、総合的な人材確保対策の基盤づくりを行う。	
広島県新地域医療再生計画 〔H23. 11〕	H23～25 年度	【目的】医療資源の偏在による医師等の不足や、医療連携体制の整備など、広島県全体が抱える医療課題の解決を図る。 【内容】情報基盤の整備や急性期医療体制の強化のほか、災害発生時の医療提供体制の確保を行う。	
広島県地域医療再生計画 2013 〔H25. 8〕	H25～27 年度	【目的】地域の医師確保や介護と連携した在宅医療の整備、津波対策等の災害時医療確保対策など、広島県全体が抱える医療課題の解決を図る。 【内容】医師確保対策、在宅医療、災害時医療確保対策など医療提供体制の確保を行う。	
広島県がん対策推進計画 〔H25. 3〕	H25～29 年度	【目的】広島県におけるがん対策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【内容】がん対策の 6 つの柱（予防、検診、医療、緩和ケア、情報提供・相談支援、がん登録）による「がん対策日本一」の実現に向けた目標、具体的な取組、各主体の役割と行動計画	がん対策基本法 第 11 条第 1 項

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
広島県医療費適正化計画 〔H25. 3〕	H25～29 年度	【目的】県民の生活の質の維持・向上のための適正な医療の確保と医療保険制度の持続可能性の確保を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】医療費適正化の実現に向けた施策の実施と目標値の設定	高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条
広島県感染症予防計画 〔H24. 4〕	※期間は特に設定していない(5 年に 1 回検討)	【目的】時代に即した感染症予防対策を推進する。 【内容】地域の実情に即した医療体制及び緊急時の国・市町との連携・連絡体制の確保, 感染症に関する研究人材養成及び知識の普及の計画的な推進等, 感染症発生の予防及びまん延の防止対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条
広島県結核予防プラン 〔H24. 4〕	H24～27 年度	【目的】結核対策を総合的に推進することにより, 近い将来, 結核を公衆衛生上の課題から解消する。 【内容】まん延防止対策, 適切な医療の提供を推進するとともに結核対策を行う人材の養成に努める。	
広島県自殺対策推進計画～いきる・ささえる広島プラン～ 〔H22. 3〕	H22～27 年度	【目的】「自殺は, その多くが防ぐことのできる社会的な問題」との認識のもと, 県民が生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現を目指し, 自殺の防止とともに自殺者の家族等に対する支援の充実を図る。 【内容】総合的な自殺対策の推進に向けた施策体系及び取組方針, 推進体制等	
健康ひろしま 21 〔H14. 3 (H25. 3 改正)〕	H25～34 年度	【目的】県民が一生を通して心身ともに健康であることを実感できるよう, 県民の生活の質の向上と個人を取り巻く関係団体等の連携による社会環境の質の向上に取り組む。 【内容】健康寿命の延伸を総括目標とし, 具体的な目標やその推進方策を定めた計画	健康増進法 第 8 条第 1 項
広島県食育推進計画 (第 2 次) 〔H25. 3〕	H25～29 年度	【目的】食に関する適切な判断力を養い, 生涯にわたって健全な食生活を実現することにより, 県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し, 県民, 関係団体及び事業者等の協働・連携により食育に関する施策を展開する。 【内容】食育推進施策の基本的な方針と目標値の設定	食育基本法第 17 条
広島県水道整備基本構想 (第 2 次) 〔H14. 3 (H23. 3 改定)〕	H13～32 年度	【目的】「安全・安心」な水の「安定した」供給を持続するため, 水道に関わる県及び県内水道関係者の役割を明確にし, 県民への給水サービス向上の取組を一層進める。 【内容】目標実現のための施策及びその実現方策と県及び市町(水道事業者等及び行政担当部局) の役割	
広島県食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 〔H27. 3〕	H27～31 年度	【目的】食品の安全・安心を確保し, 県民の健全な食生活の実現と健康の保護を図る。 【内容】 (基本方針) 行政が取り組むべき施策, 生産者, 事業者の役割と消費者の取組の方向性を示した指針 (プラン) 基本方針に基づき, 施策体系を「衛生管理」, 「食品表示」, 「リスクコミュニケーション」, 「危機管理」, 「人材育成」の 5 つに整理し, 生産から消費に至る各段階において, 消費者, 生産者, 事業者及び行政の数値目標と取組を示す実施計画	
広島県食品衛生監視指導計画 〔H27. 3〕	毎年度	【目的】「食品衛生法」及び「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき, 重点的かつ効果的な立入検査及び食品の試験検査等を行い, 食中毒や食品表示偽装等の未然防止を図る。 【内容】平成 27 年度に広島県が実施する食品衛生に関する監視指導の計画	

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
広島県動物愛護管理推進計画 〔H20.3(H26.3改定)〕	H20～35年度	【目的】人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、地域住民、動物飼養者、関係団体、市町、広島県等が協働して動物愛護管理の推進を図る。 【内容】動物の愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針	動物の愛護及び管理に関する法律第6条
広島県障害者プラン 〔H26.3〕	H26～30年度	【目的】「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することを基本理念として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向を定める。 【内容】分野別施策の基本的方向とプラン関連成果目標等	障害者基本法第11条
広島県障害福祉計画 〔H27.3〕	H27～29年度	【目的】市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保について定める。 【内容】成果目標と目標の達成に向けた取組、障害福祉サービス等の見込み量(広島県障害者プランの生活支援に関する実施計画)	障害者総合支援法第89条
第6期ひろしま高齢者プラン(広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画) 〔H27.3〕	H27～29年度	【目的】「高齢期になっても自分らしく輝き住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる広島県づくり～みんなで創る住みよい“まちづくり”～」を基本理念に、広域的な観点から、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する。 【内容】医療、介護、予防、住まい、生活支援などサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築	老人福祉法第20条の9、 介護保険法第118条
広島県地域ケア体制整備構想 〔H19.12〕	※期間は特に設定していない	【目的】本県の実情に即した地域ケア体制の整備を推進するとともに、療養病床の再編成により入院患者が行き場を失うことのないよう計画的な療養病床の転換の推進を図る。 【内容】療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換意向を基本とした療養病床転換推進計画(H20～23年度)、地域におけるケア体制のあるべき姿	
第2次広島県肝炎対策計画 〔H24.3〕	H24～28年度	【目的】肝炎患者等を早期に発見し、安心して治療が受けられる社会を構築する。 【内容】本県の肝炎対策の現状と課題を踏まえ、関係者が一体となって取組むべき施策を示した実施計画	肝炎対策基本法第4条
広島県歯と口腔の健康づくり推進計画 〔H25.3〕	H25～29年度	【目的】生涯を通じた県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【内容】本県の歯科口腔保健対策の現状と課題を踏まえ、目指す姿や目標値、目標達成のための取組を示した実施計画	歯科口腔保健の推進に関する法律第13条
広島県エイズ対策推進プラン	H25～29年度	【目的】HIV感染のまん延防止とHIV感染者・エイズ患者の医療提供体制を充実させるための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【内容】本県のエイズ対策の現状と課題を踏まえ、目指す姿や目標値、目標達成のための取組を示した実施計画	

〔注〕主な中・長期の計画及び構想等を記載している。(順不同)

3 健康福祉局関係の各種相談員等一覧表

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

相談員等の名称 (設置根拠)	設置主体	設 置 目 的	勤務形態及び 報 酬 月 額	経費区分	設置人員 (人)
子ども・家庭 電 話 相 談 員 (要 綱)	県	児童を有する家庭等の悩みや問題等に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行う。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 15,300 円	県 10/10	5
里親委託推進員 (要 綱)	県	里親家族に対し、委託された子どもや里親自身に関する養育相談を実施し、委託された子どもの適切な養育の確保を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 7,200 円～8,850 円	国 1/2 県 1/2	3
こども家庭支援員 (要 綱)	県	児童福祉司の保護者支援等の活動を支援することによって、児童虐待問題への迅速な対応を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 7,200 円～8,850 円	国 1/2 県 1/2	3
親子支援推進員 (要 綱)	県	児童虐待に対する早期対応や虐待防止に向けた広報活動の実施、さらには被虐待児童等が入所している児童養護施設等に対する支援や児童虐待の発生予防に係る子育て家庭への支援の充実を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 7,200 円～8,850 円	国 1/2 県 1/2	17
婦 人 相 談 員 (売春防止法)	県 (市)	要保護女子の早期発見や、配偶者からの暴力など社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性に対して相談に応じ、必要な指導等を行う。	4 週間 116 時間 15 分以内 183,600～193,400 円 (市分については、各市が個別に決定する)	国 1/2 県 1/2 国 1/2 市 1/2	8
母子父子自立支援員 (母子及び 父子並びに 寡婦福祉法)	県 市・福祉 事務所 設置町	母子家庭父子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び必要な指導を行う等によって福祉の増進を図る。	4 週間 116 時間 15 分以内 183,600～193,400 円 (市・設置町分については、各市町が個別に決定する)	県 10/10 市 10/10	1
休 日 ・ 夜 間 電 話 相 談 員 (要 綱)	県	配偶者からの暴力被害者等の相談に応じ、問題解決に向け、適切な助言・指導等を行う。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 夜間 5,500 円 休日 10,950 円	国 1/2 県 1/2	3 (交替)
福 祉 債 権 管 理 協 力 員 (要 綱)	県	母子寡婦福祉資金等の償還指導を行い、福祉債権の適正な管理及び確保の推進を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 6,150 円～8,750 円	県 10/10	5
保育士就業支援員	県	県内の保育施設で働く保育士等を確保するため、求人・求職情報の提供や求職者に対する相談等を行う。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 8,750 円	県 10/10	1
両立支援推進員 (要 綱)	県	企業訪問等により、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進する。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 8,800 円	県 10/10	2
広島県医療安全支援センター相談員 (要 綱)	県	広島県医療安全支援センター相談窓口において、患者・家族等からの相談に対応し、医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者のサービスの向上を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 10,450 円	県 10/10	3 (交替)
国民健康保険 指導監査専門医 (要 綱)	県	国民健康保険事業の給付について、保険医療機関等の指導監査に従事するとともに、保険者等からの照会に応じ業務の円滑な遂行を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 16,700 円	県 10/10	1
国民健康保険 医療事務指導員 (要 綱)	県	国民健康保険事業の給付について、保険医療機関等の指導監査に従事するとともに、被保険者等からの苦情の処理を迅速かつ的確に行い、業務の円滑な遂行を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 12,750 円	県 10/10	1

相談員等の名称 (設置根拠)	設置主体	設 置 目 的	勤務形態及び 報 酬 月 額	経費区分	設置人員 (人)
不妊専門相談 センター相談員 (要 綱)	県	広島県不妊専門相談センターにおいて、不妊に悩む夫婦等に不妊治療に関する相談指導や情報提供を行い、心身両面への支援を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内、火・水・金曜日 2,590 円×勤務時間	国 1 / 2 県 1 / 2	3 (交替)
動物愛護相談員 (要 綱)	県	動物愛護思想の普及啓発や飼育相談等に従事し、動物愛護センターにおける動物の愛護及び管理に関する業務の円滑な実施を図る。	月 20 日以内・1 ヶ月 116 時間 15 分以内・(日額) 13,200 円	県 10 / 10	3
民生委員・ 児童委員 〔民生委員法〕 〔児童福祉法〕	国	常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行う等によって、福祉の増進を図るとともに関係機関の業務の円滑な遂行を図る。	随時・(年額) 58,200 円 (報償費)	県 10 / 10	6,014 (広島市 1,964) (福山市 887)
戦傷病者相談員 〔戦傷病者〕 〔特別援護法〕	国	戦傷病者の更生等の相談に応じ、援護のための必要な指導を行う等によって福祉の増進を図る。	随時・(年額) 25,100 円	国 10 / 10	10
戦没者遺族相談員 (要 綱)	国	戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導助言を行う等によって福祉の増進を図るとともに、関係機関の業務の円滑な遂行を図る。	随時・(年額) 25,100 円	国 10 / 10	39
ろうあ者 専門相談員 (要 綱)	県	手話等によってろうあ者の相談に応じ、必要な助言を行うことで福祉の増進を図る。	月 20 日以内・月～金曜日・月 116 時間 15 分以内・(日額) 7,100 円～8,750 円	国 1 / 2 県 1 / 2	6

(注) 1. 勤務形態及び報酬月額については、設置主体によって異なることがある。

2. 「人員」欄の()内の数字は市分の再掲である。

4 健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表

(1) 生活福祉資金

資金の種類	内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額 15 万円以内 (2 人以上) 月額 20 万円以内 ※最長 12 か月	最終貸付日から 6 か月以内	据置期間 経過後 20 年以内	連帯保証人あり 無利子
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から 6 か月以内		連帯保証人なし 年 1.5% (据置期間経過後)
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内			
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金				
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	580 万円以内	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から 6 か月以内	据置期間 経過後 20 年以内	連帯保証人あり 無利子
	生業を営むために必要な経費	(460 万円)		(20 年)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 か月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年程度 580 万円		(8 年)	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250 万円)		(7 年)	
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170 万円)		(8 年)	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250 万円)		(8 年)	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6 万円)		(10 年)	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円 ・ 1 年を超え 1 年 6 か月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 230 万円		(5 年)	連帯保証人なし 年 1.5% (据置期間経過後)

資金の種類	内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子
福祉費	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	- 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6か月以内であつて、世帯の自立に必要なときは230万円	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から6か月以内	(5年)	連帯保証人あり 無利子
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付日から2か月以内	据置期間経過後8か月以内	無利子
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金				
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額3.5万円以内	卒業後6か月以内	据置期間経過後20年以内	無利子
		(高等専門学校) 月額6万円以内			
		(短期大学) 月額6万円以内			
		(大学) 月額6.5万円以内			
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			
不動産担保型生活資金					
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地評価額の7割を標準 月額30万円以内	契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	毎年4月1日時点の長期プライムレート(上限3%)
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地建物評価額の7割を標準 (集合住宅は5割) 月額は貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)			

(2) 緊急生活安定資金

資金の種類	貸付対象	貸付限度額	貸付利率	償還期限
生活資金 療養資金	低所得世帯	50,000 円 〔特に必要と認められる 場合 150,000 円〕	なし	6 月以内 〔特に必要と認められる 場合 9 月以内〕

(3) 臨時特例つなぎ資金

貸付対象	貸付限度額	貸付利率	償還期限
住居のない離職者で、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されており、かつ当該給付等開始までの生活に困窮している者	100,000 円	なし	申請中の給付等を受けたときから 1 月以内(これによりがたいときは月賦償還)

5 健康福祉局関係の基金一覧表

(単位 千円)

基金名	設置根拠	設置目的	平成26年度末 基金額	平成27年度予定		平成27年度末 基金額 (見込)
				積立額	取り崩し	
災害救助基金	災害救助法 (昭和22年法 第118号第37 条)	災害救助法に基づく 救助に要する費用の支 弁の財源に充てる。	1,528,864	42,017	45,012	1,525,869
大規模社会 福祉施設等 建設基金	昭和50年 広島県条例 第11号	大規模社会福祉施設 等の建設に要する経費 の財源に充てる。	6,063,857	1,770,099	1,500,267	6,333,689
介護保険 財政安定化 基金	平成12年 広島県条例 第16号	市町の介護保険の財 政の安定化を図るこ とを目的として、見込 みを上回る給付費増な どによる財政不足に対 する貸付・交付に要す る経費の財源に充てる。	3,672,779	40,864	0	3,713,643
後期高齢者 医療財政安 定化基金	平成20年 広島県条例 第19号	後期高齢者医療広域 連合の財政の安定化及 び保険料率の増加抑制 ために要する経費の財 源に充てる。	3,494,412	511,038	0	4,005,450
安心こども 基金	平成21年 広島県条例 第3号	子どもを安心して育 てることができる体制 を整備するため、保育 所等の整備等に要する 経費の財源に充てる。	3,396,402	1,780,855	4,090,022	1,087,235
自殺対策緊 急強化基金	平成21年 広島県条例 第30号	自殺対策の緊急強化 を図るため、相談体制 の整備、人材の養成等 地域の実情を踏まえた 自殺対策のために必要 な経費の財源に充て る。	62,207	88	62,119	0
災害拠点病 院等耐震化 整備基金	平成21年 広島県条例 第29号	災害時の医療の確保 を図ることを目的とし て、災害拠点病院等の 耐震化整備に係る費用 を助成する事業の実施 に必要な経費の財源に 充てる。	773,068	774	633,774	140,068

基金名	設置根拠	設置目的	平成26年度末 基金額	平成27年度予定		平成27年度末 基金額 (見込)
				積立額	取り崩し	
地域医療再生基金	平成21年 広島県条例 第28号	医療機能の強化、医師の確保等の地域医療の課題を解決することを目的として県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てる。	3,196,742	3,120	2,994,450	205,412
広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金	平成21年 広島県条例 第31号	社会福祉施設等の入所者の安全を確保することを目的として、当該施設等の耐震化等施設整備に係る費用を助成する。	301,006	306	300,535	777
介護施設開設準備等基金	平成21年 広島県条例 第33号	施設整備促進のための開設準備経費等に対する助成に必要な経費の財源に充てる。	161,783	4	0	161,787
介護基盤緊急整備等基金	平成21年 広島県条例 第32号	地域における介護の需要に対応することを目的として、小規模特別養護老人ホーム等の緊急整備等に係る費用を助成する「介護基盤緊急整備等事業」の実施に必要な経費の財源に充てる。	9,724	29	0	9,753
		高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう支援することを目的として、地域包括ケアの推進等に係る事業に要する経費の財源に充てる。	133,290	98	0	133,388
地域医療介護総合確保基金	平成26年 広島県条例 第48号	地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的として県が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第1項の計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てる。	1,290,748	1,039,913	2,095,993	234,668

6 民間社会福祉施設整備助成（貸付）制度一覧表

補助団体名	対象事業の範囲	補助率	協議・要望の 期限等
財団法人 JKA （旧日本自転車 振興会 旧日本小型自動 車振興会）	施設の設置，改築，拡充，福祉車輛購入等 ただし，土地の取得，造成，外構工事及び造園 に係る経費を除く。	3／4 以内	前年度の 9 月頃
日 本 財 団	① 福祉車輛，機器の購入等 ② 災害復旧に係る施設の修繕等 ただし，土地購入費，土地造成費旧家屋撤 去費を除く。	80%以内	協議・申請の 時期は対象事業 ごとに異なる。 ただし，②の場 合は随時
中央競馬馬主社 会福祉財団	① 施設の設置，拡充，改築 ② 備品類等の購入	3／4 以内 限度額 100 万円	7 月中旬
国（総務省） お年玉つき郵便 に付加される寄 附金	社会福祉の増進を目的とする事業 （活動，施設改修，機器購入，車両購入）	申請額により調整 限度額 500 万円	前年度の 10 月上旬～ 11 月下旬
独立行政法人福 祉医療機構（貸 付）	① 国，地方公共団体等の施設整備補助金， 交付金の対象事業として採択された事業 ② 療養病床の転換に伴う改修等に要する 資金	①融資率 80%，75%，70% （優遇措置有） ②融資率 90%	補助金内定後 速やかに （着工前）
広島県共同募金 会	① 高齢者，障害者，児童の福祉向上に直接的 に関わり合いがある事業 ② 助成事業が広く社会に広報でき，住民が 速やかに事業内容を理解できる事業 ③ 在宅の高齢者，障害児者，児童のために 求められるサービスを提供する事業 ＜配分限度額＞ 最高 200 万円，最低 40 万円	3／4 以内	前年度の 11 月末

7 保健医療圏の概要

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

圏 域 名	圏 域 内 市 町	人口 (人)	面積 (km ²)
広 島 二 次 (8 市町)	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	1, 309, 466	※1, 967. 45
広 島 西 二 次 (2 市)	大竹市, 廿日市市	141, 035	567. 93
呉 二 次 (2 市)	呉市, 江田島市	264, 270	454. 81
広島中央二次 (3 市町)	東広島市, 竹原市, 大崎上島町	220, 175	796. 91
尾 三 二 次 (3 市町)	三原市, 尾道市, 世羅町	259, 355	1, 034. 27
福山・府中二次 (3 市町)	福山市, 府中市, 神石高原町	496, 163	1, 095. 63
備 北 二 次 (2 市)	三次市, 庄原市	95, 899	※1, 246. 60
※境界未定分			1, 315. 98
	23	2, 786, 363	8, 479. 58

(注) 人口は年齢不詳を除く日本人人口

資料：平成 22 年 (2005) 国勢調査

保健医療圏別主要指標

保 健 医 療 圏 (26. 4. 1)	人 口 (22.10.1)	病 院 (25.10.1)				一 般 診 療 所 (25.10.1)			歯 科 診 療 所 (25.10.1)	医 師 (24.12.31)	歯 科 医 師 (24.12.31)	看 護 師 (24.12.31)	准 看 護 師 (24.12.31)	出 生 率 人 口 千 対 (平成25年)	死 亡 率 人 口 千 対 (平成25年)
		施 設 数		病 床 数		施 設 数		病 床 数							
		総 数	うち一般	総 数	うち一般	総 数	うち有床								
広島二次保健医療圏	1,309,466	100	88	17,352	9,009	1,341	118	1,714	795	3,731	1,328	12,128	5,158	9.4	8.6
広島西二次保健医療圏	141,035	13	12	2,573	1,088	121	9	116	66	342	97	1,486	624	7.4	10.0
呉二次保健医療圏	264,270	30	24	4,643	2,391	274	25	358	153	798	248	2,677	1,481	7.1	14.0
広島中央二次保健医療圏	220,175	20	17	3,369	1,653	171	20	234	102	413	134	1,927	908	8.9	10.3
尾三二次保健医療圏	259,355	25	22	4,537	2,603	218	20	301	127	584	177	2,722	1,595	7.1	13.5
福山・府中二次保健医療圏	496,163	49	43	6,556	3,827	375	50	729	267	1,038	350	3,997	2,499	9.2	10.3
備北二次保健医療圏	95,899	11	11	1,823	830	98	14	199	46	206	61	939	580	7.0	16.6
合 計	2,786,363	248	217	40,853	21,401	2,598	256	3,651	1,556	7,112	2,395	25,876	12,845	8.8	10.5

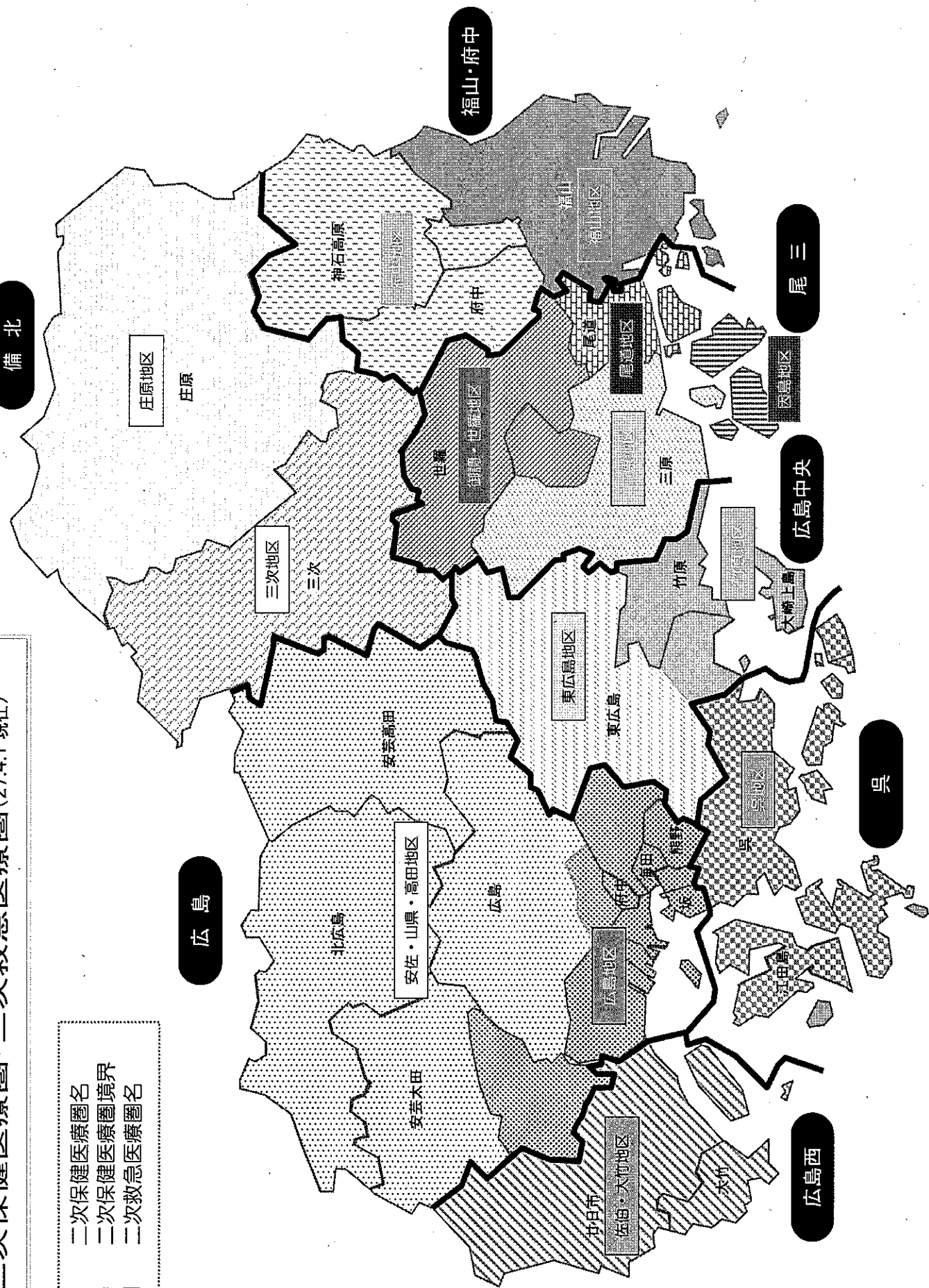
(注) 1. 医師、歯科医師数は、県内に居住し、県内で就業している者を含め、県内に居住し、県外で就業している者を除いている。

2. 看護師、准看護師は就業者数である。

3. 人口は平成22年国勢調査(年齢不詳を除く日本人人口)

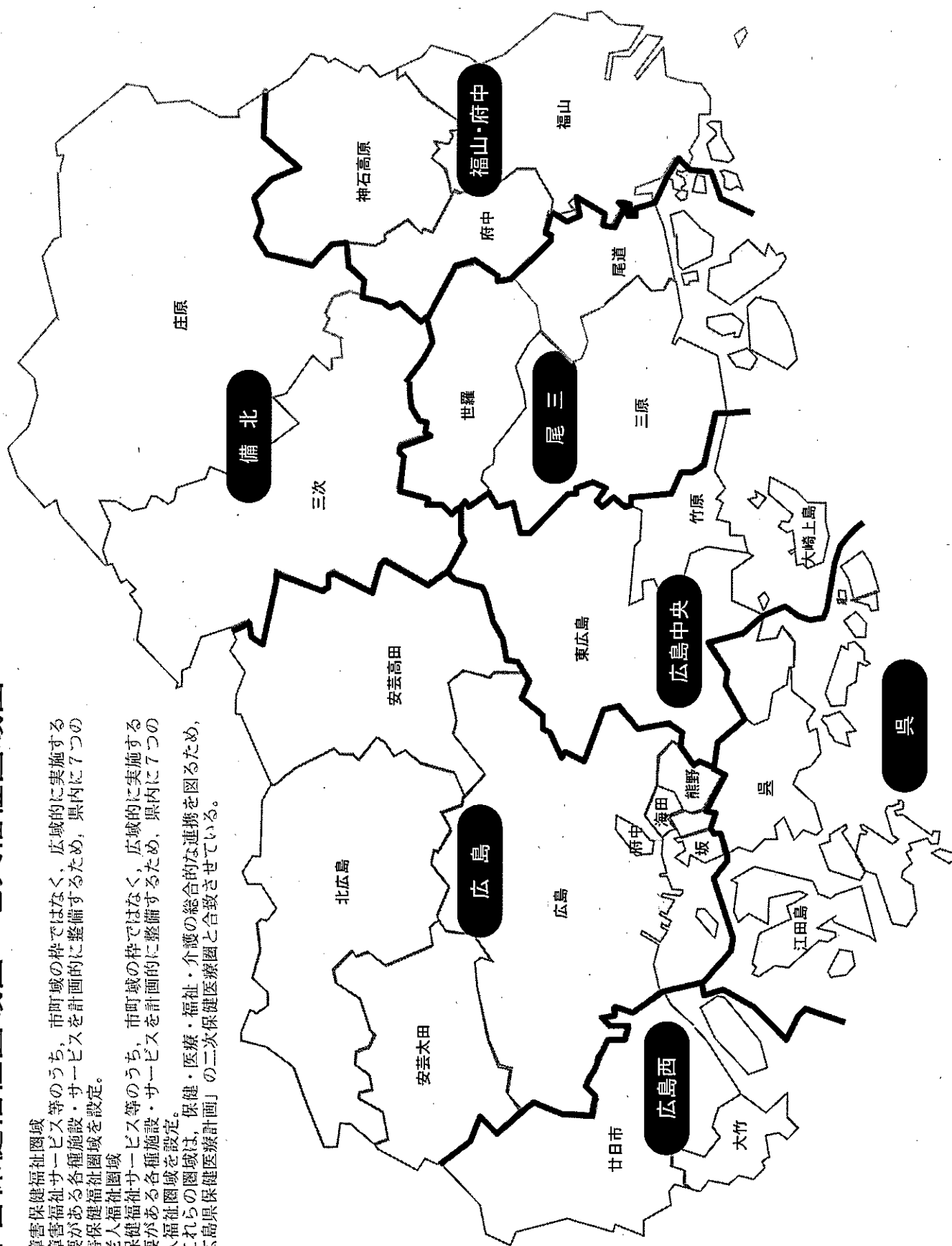
二次保健医療圏・二次救急医療圏 (27.4.1 現在)

- 二次保健医療圏名
- 二次保健医療圏境界
- 二次救急医療圏名



8 障害保健福祉圏域図・老人福祉圏域図

- 障害保健福祉圏域
障害福祉サービス等のうち、市町村の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、県内に7つの障害保健福祉圏域を設定。
- 老人福祉圏域
保健福祉サービス等のうち、市町村の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、県内に7つの老人福祉圏域を設定。
- これらの圏域は、保健・医療・福祉・介護の総合的な連携を図るため、「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏と合致させている。



9 社会福祉施設等の状況

種類別施設数等

1 生活困窮者のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
救護施設	1	2	3	220	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。
うち広島市所管分	0	1	1	60	
医療保護施設	0	2	2	471	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う。
授産施設	0	1	1	30	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の状況により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて自立助長を行う。
うち広島市所管分	0	1	1	30	
無料低額診療施設	0	1	1	—	生活困窮者のために無料又は低額な料金で診療を行う。

2 高齢者のための施設(介護保険施設以外)

施設の種類	施設数	定員	施設等の目的
地域包括支援センター	98	—	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
養護老人ホーム	3	28	31	1,808	原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済上の理由により居宅で生活することが困難な人が入所する。
うち広島市所管分	0	8	8	500	
うち福山市所管分	0	1	1	80	
軽費老人ホーム A型	0	5	5	300	60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人が利用する。
うち広島市所管分	0	2	2	150	
うち福山市所管分	0	1	1	50	
ケアハウス	1	60	61	2,043	原則として65歳以上で、病弱で気象条件や交通利便の問題により、ひとり暮らしが困難な人が利用する。
うち広島市所管分	0	8	8	412	
うち福山市所管分	0	11	11	430	
過疎地域小規模老人ホーム	4	0	4	25	原則として65歳以上で、病弱で気象条件や交通利便の問題により、ひとり暮らしが困難な人が利用する。
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	12	7	19	205	独立して生活することに不安のある高齢者に住居を提供するとともに、緊急時の対応や地域住民との交流などの各種サービスを提供する。
うち広島市所管分	0	1	1	6	
うち福山市所管分	1	4	5	70	
自立支援型グループホーム	3	2	5	46	概ね60歳以上で、特別養護老人ホームの退所者等、独立した生活が困難な人が利用する。
老人福祉センター 特A型	8	0	8	—	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための便宜を提供する。
うち福山市所管分	1	0	1	—	
A型	28	0	28	—	
うち広島市所管分	1	0	1	—	
うち福山市所管分	3	0	3	—	
B型	8	0	8	—	
うち広島市所管分	2	0	2	—	
うち福山市所管分	1	0	1	—	
有料老人ホーム	0	117	117	5,530	本人と設置者との自由契約に基づく全額自己負担の施設で60歳以上の人が入所する。
うち広島市所管分	0	46	46	2,995	
うち福山市所管分	0	28	28	798	

3 介護が必要な人などのための介護サービス提供施設(介護保険施設等)

施設の種類	施設数	定員	施設等の目的
指定介護老人福祉施設	175	10,747	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	112	8,881	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
指定介護療養型医療施設	69	2,762	療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練等の必要な医療を行う。

施設の種類	施設数	定員	施設等の目的
指定居宅介護支援事業所	929	—	事業所の介護支援専門員が本人や家族の希望を取り入れた介護サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との調整や施設の紹介を行う。
指定居宅サービス事業所	3,399	—	介護サービス計画に基づき、心身の状況に応じて適切な居宅サービスの提供を行う。
指定介護予防サービス事業所	3,308	—	介護予防サービス計画に基づき、心身の状況に応じて適切な介護予防サービスの提供を行う。
指定介護予防支援事業所	98	—	事業所の保健師等が本人や家族の希望を取り入れた介護予防サービス計画を作成するとともに介護予防サービス事業者との調整を行う。

4 指定障害者支援施設及び日中活動事業所

施設等の種類	施設数			定員	施設等の目的
	公立	私立	計		
障害者支援施設	3	67	70	入所 3,430 日中 3,498	入所する障害者について、主として夜間において入浴、食事の介助等の便宜を供与するとともに、日中の活動の場を提供する。
うち広島市所管分	1	20	21	入所 957 日中 917	
うち福山市所管分	0	8	8	入所 405 日中 415	
日中活動事業所	3	394	397	10,313	
うち広島市所管分	0	120	120	3,124	障害者に対して、日中の活動の場を提供する。
うち福山市所管分	0	79	79	1,970	

5 障害のある人のための施設(障害者支援施設を除く)

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
障害者リハビリテーションセンター・医療センター	1	0	1	病床 160	身体障害者の医療及び更生のために必要な相談、診断、評価、治療及び訓練を行い、社会復帰の促進を図る。
視覚障害者情報提供施設	1	0	1	—	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や録音圖書の閲覧貸出等を行う。
身体障害者福祉センターA型	2	0	2	—	地域の身体障害者の福祉の増進を図るため、次の事業を行い、又はそのための必要な便宜を提供する。 1 身体障害者に対するサービス ・更生相談 ・訓練等の実施 ・スポーツ、レクリエーションの指導 2 ボランティアの養成 3 関係職員の研修、その他
うち広島市所管分	1	0	1		
身体障害者福祉センターB型	3	0	3	—	地域の身体障害者の福祉の増進を図るため、次の事業を行い、又はそのための必要な便宜を提供する。

6 障害児のための施設等

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
指定福祉型障害児入所施設	0	9	9	251	施設に入所する障害児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
うち広島市所管分	0	4	4	140	
指定医療型障害児入所施設	4	4	8	497	施設に入所する障害児に、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。
うち広島市所管分	0	1	1	100	
指定医療機関(重症心身障害児)	2	0	2	220	重症心身障害児を入所させて、治療及び日常生活指導を行う。
うち国所管分	2	0	2	220	
指定医療機関(肢体不自由児)	1	0	1	120	進行性筋萎縮児の入所を委託して治療・機能回復訓練を行う。
うち国所管分	1	0	1	120	
福祉型児童発達支援センター	4	10	14	503	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
うち広島市所管分	4	1	5	208	
医療型児童発達支援センター	4	0	4	90	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。
うち広島市所管分	2	0	2	60	

7 児童のための施設等

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
母子生活支援施設	2	8	10	世帯 197	配偶者のない女子等及びその人が監護すべき児童で入所を希望する母子を保護する。
うち広島市所管分	0	4	4	90	
うち福山市所管分	1	0	1	12	
乳児院	0	2	2	59	乳児を入院させてこれを養育する。
うち広島市所管分	0	1	1	29	
児童養護施設	0	13	13	760	保護者のない児童、環境上養護を要する児童等を入所させてこれを養護する。
うち広島市所管分	0	4	4	280	
児童自立支援施設	1	0	1	70	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する。
情緒障害児短期治療施設	1	1	2	入所 48 通所 15	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせてその情緒障害を治す。
うち広島市所管分	1	0	1	入所 28 通所 15	
児童家庭支援センター	0	1	1	—	児童に関する家庭その他からの相談に応じ、必要な助言等を行う。
児童自立生活援助事業所	0	2	2	11	義務教育終了児童等を入所させて生活指導や就業の支援等を行い、社会的自立を促進する。
うち広島市所管分	0	1	1	5	
うち東広島市所管分	0	1	1	6	
小規模住居型児童養育事業所	0	4	4	24	保護者のいない児童、環境上養護を要する児童等を家庭的な養育環境の下で養育する。
児童厚生施設(児童館)	142	4	146	—	屋内施設を利用して、児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともにその情操を豊かにする。
うち広島市所管分	108	2	110	—	
児童厚生施設(児童遊園)	4	0	4	—	屋外施設を利用して、児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともにその情操を豊かにする。
保育所	318	272	590	61,921	保育に欠ける乳幼児を保育する。
うち広島市所管分	89	96	185	23,926	
うち福山市所管分	52	55	107	12,242	
へき地保育所	2	0	2	65	へき地における小規模の保育所。
認定こども園	11	45	56	9,418	教育・保育を一体的に行う機能と地域における子育て支援の機能を併せ持つ施設

8 母子家庭及び寡婦のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
母子福祉センター	1	0	1	—	母子家庭及び寡婦の福祉のための総合施設として、母子相談、技能習得、宿泊事業、会場の提供等を行う。

9 婦人保護施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
婦人保護施設	0	1	1	30	要保護女子等を自立した生活を送るために生活訓練、職業訓練及び必要な助言指導を行う。

10 原爆被爆者のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
原爆被爆者養護ホーム	4	0	4	一般 100 特別 500	身体上の理由等により、居宅において養護・介護を受けることが困難な人が入所する。

11 その他の施設

施 設 の 種 類	施 設 数			定 員	施 設 の 目 的
	公立	私立	計		
国民健康保険直営診療施設	27	0	27	病床 1,447	国民健康保険の保険者が設置し、地域住民に医療を給付するとともに、健康の保持増進を図る。
病院	8	0	8	病床 1399	
診療所	19	0	19	病床 48	
障害者職業能力開発校	1	0	1	140	義務教育を修了又はこれと同等以上の学力のある身体障害者に就業に必要な知識技能を与える。
特別支援学校(視覚障害)	1	0	1	—	障害のある幼児・児童・生徒に、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、あわせて自立や社会参加の基盤となる「生きる力」を培う。
特別支援学校(聴覚障害)	1	0	1	—	
特別支援学校(聴覚障害・知的障害)	3	0	3	—	
特別支援学校(肢体不自由)	4	0	4	—	
特別支援学校(病弱)	1	0	1	—	
特別支援学校(知的障害)	12	0	12	—	
うち広島市所管分	1		1		